

## ご検討にあたってご確認いただきたいこと

### 終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)・ 終身がん保険(C3)(がん診断給付型)について

- 各給付金のお支払いは、責任開始日以後に診断確定されたがんを直接の原因としたものに限ります。
- 配当金・満期保険金はありません。
- 契約者貸付、保険料の自動振替貸付は取り扱っておりません。
- 同一の保障内容であっても、保険料払込期間の長い契約に比べ短い契約の方が、保険料の払込総額が高くなる場合がありますので、ご検討の際は十分ご確認ください。
- がんゲノムプロファイリング検査に関する給付金のお支払時に入手する検査に関する情報は「検査有無、検査実施日および結果判明日」のみです。具体的な遺伝情報は入手しません。
- 詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

### 保険料のお払込みの免除について

つぎの状態に該当した場合、以後の保険料のお払込みが免除され、保険料のお払込みは継続されたものとしてお取扱いします。

- 所定の高度障害状態に該当したとき
- ケガにより所定の身体障害状態に該当したとき

### 解約返戻金について

- 終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)は保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後は基準給付月額と同額の解約返戻金があります。

終身がん保険(C3)(がん診断給付型)は保険料払込期間中の解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後はがん診断給付金額に10%を乗じた額の解約返戻金があります。

※保険料がすべて払込まれていることを要します。

※保険期間の全期間にわたって保険料をお払込みいただくご契約の場合、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

- 特約には、解約返戻金はありません。

### 指定代理請求特約について

- この特約は、受取人に給付金などを請求できない特別な事情があるときに、代理人が請求できるようとする特約です。
- 詳細につきましては、「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

### お支払事由の変更について

公的医療保険制度等の変更が将来行われたときには、主務官庁の認可を得て将来に向かってお支払事由を変更することができます。

### 現在のご契約の解約等を前提とするお申込みについて

現在のご契約を解約または減額し、新たなご契約へのお申込みをご検討されている方は、「ご契約に際しての重要事項(注意喚起情報)」を必ずご確認ください。

### 生命保険募集人について

当社の生命保険募集人(社員・募集代理店)はお客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、当社の生命保険募集人の身分・権限などに関して確認をご要望の場合には、最寄りの支社もしくは本社までお問い合わせください。

### 金融機関を募集代理店として本商品にご加入される お客さまはつぎの点にご留意ください

- 本商品は生命保険であり預金などではありません。したがって、元本保証はありません。また、預金保険法第53条に規定する保険金の支払対象ではありません。
- 本商品の契約お申込みの有無が、取扱金融機関とのその他の取引に影響を与えることはありません。
- 金融機関が本商品を募集する場合においては、法令によりお客さまの範囲ならびにご契約の条件が制限される場合があります。



# 健康をサポートするがん保険 勇気のお守り

## がん治療給付型

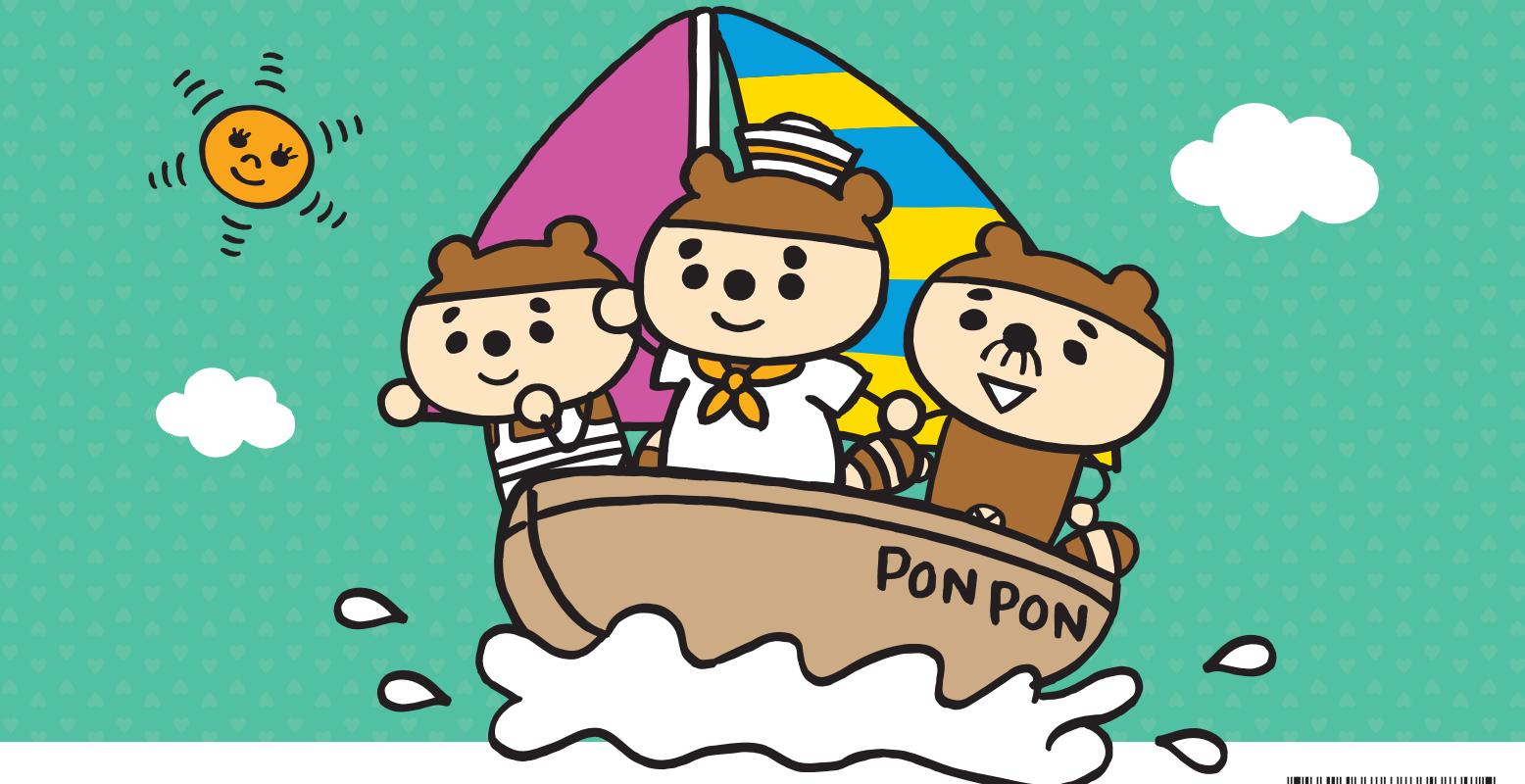
終身がん保険(C2)  
(がん治療給付型)(I型)

## がん診断給付型

終身がん保険(C3)  
(がん診断給付型)

がん予防 早期発見 万が一の保障 治療後のケア

### トータルにサポートするがん保険



GNAA2406P0

契約年齢 満6歳～満80歳

ご契約前に特にご確認いただきたい事項を別冊の  
「ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起  
情報)」または「ご契約のしおり・約款」に記載して  
おりますので、必ずご一読くださいますようお願  
いたします。



法人で加入をご検討される場合、  
「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、  
税務取扱についてご留意すべき事項をご確認ください。



この商品は以下の保障をご希望されるお客さまにおすすめの  
商品です。  
商品内容がお客さまのご希望に沿っているかご確認ください。

このパンフレットで  
ご案内する保障分野 ○がんの保障

※当商品に貯蓄部分(払込期間中の解約返戻金)はありません。



SOMPOひまわり生命保険株式会社

お問い合わせ先

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

# 保険が人を健康にする インシュアヘルスの時代へ。

Insurhealth®



SOMPOひまわり生命は、万が一の保障だけでなく、

毎日の健康も応援する「健康応援企業」として、保険本来の機能(Insurance)に、

健康を応援する機能(Healthcare)を組み合わせた、

従来はない新たな価値「Insurhealth®(インシュアヘルス)」を提供しています。

運動をがんばる夫を、  
料理で応援しています。

40代女性

ウォーキングが  
夫婦の趣味になった。

40代女性

元気なお母さんに  
会えてうれしい!

40代女性

禁煙で、  
家族の時間が増えた。

30代男性

毎年の健康診断が  
待ち遠しくなった。

60代男性

## たばこを過去1年間吸っていない方や

禁煙に成功した方は割安な保険料に!

喫煙者ののがんリスクは、吸わない人に比べて、がん全体で男性が1.6倍、女性が1.5倍\*です。たばこを1年以上吸っていない方は割安な保険料でお申込みできます。ご契約後に1年以上禁煙に成功された場合などでも保険料率が変更できる制度をご用意しています。

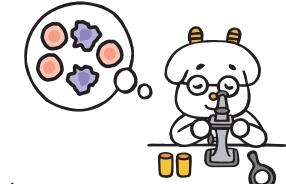


▶詳しくはP11 12へ

\*国立がん研究センターがん対策研究所「多目的コホート研究の成果」(2016年12月)

## 早期発見

### がんリスク検査サービスで 早期発見・早期治療につなげる!



有料

サリバテック社の「サリバチェックー®」をご案内!  
検査を受けることでがんの早期発見・早期治療につなげることができます。

▶詳しくはP26へ

## 万が一の保障

### 2種類の主契約からニーズに合わせて選択可能!

#### がん治療給付型

月ごとの給付により治療費をサポート!  
毎月の治療費に備えることができます。

▶詳しくはP5 6へ

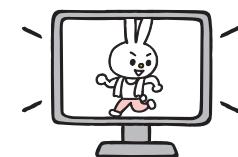
#### がん診断給付型

まとまったお金で治療をサポート!  
治療費以外のさまざまな費用にも備えることができます。(回数無制限・1年に1回限度)

▶詳しくはP9 10へ

## 治療後のケア

### がん患者さま向け オンライン運動レッスン



有料

ルネサンス社の「がん専門運動指導士」が、一人一人の治療状況にあった運動をご提案することで、からだの不具合の改善をサポートします。

▶詳しくはP27へ

## [がんの保障の開始と保険料のお払込みについて]

### ご契約からがんの保障の開始までの3か月間は保険料が発生しません。

本がん保険の保障はご契約から3か月後に開始し、がんの保障開始以降に保険料が発生する仕組みです。

●ご契約からがんの保障の開始までの3か月間は保険料が発生しませんが、保険料を割り引いているものではありません。

▶詳しくはP24へ



# ご存知ですか？ 医療費の現状

## 実際の治療費の自己負担費用は？

### 高額療養費制度 があります

高額療養費制度とは医療機関や薬局の窓口で支払った額\*が、ひと月(月の初めから終わりまで)で上限額を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。※1  
(2024年1月現在)

\*入院時の食費負担や差額ベッド代等は含みません。

※1 健康保険組合などによって独自の助成制度を行っていることがあります。

#### 例 69歳以下の場合

(適用区分③の場合)

1か月で100万円の  
医療費がかかった場合  
自己負担額は 87,430円※2



※2 適用区分は③になるので、80,100円+(1,000,000円-267,000円)×1% = 87,430円

### 69歳以下の方の上限額

適用区分	ひと月の上限額(世帯ごと)	多数回該当の場合 (4回目からの自己負担限度額※3)
① 年収約1,160万円～	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
② 年収約770～約1,160万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
③ 年収約370～約770万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
④ ～年収約370万円	57,600円	44,400円
⑤ 住民税非課税者	35,400円	24,600円

※3 同一世帯で1年間(直近12か月)に3回以上高額療養費が支給された場合は、「多数回該当」となり4回目以降の自己負担限度額が軽減されます。

● 70歳以上の場合は計算方法が異なります。詳しくは厚生労働省のホームページなどでご確認ください。

厚生労働省「高額療養費を利用される皆さんへ」

## 治療費以外の費用は？

### 参考

治療費以外にも自己負担となる費用があります。

「がんにそなえるBOOK(当社作成)」より抜粋

入院時の 差額ベッド代 (1日あたり)	がん研有明病院の場合 5,090～167,000円
食事代 (1日あたり)	1,380円 (1食460円×4×3)
医療用ウイッグ代※5 がん研有明病院調べ※6	既製品 約1～10万円 セミオーダー 約3～30万円

通院時の交通費・宿泊費	交通費(1年あたり) 約20万円(タクシー代除く)
	宿泊費※7(1人1泊あたり) 約10,000～20,000円
	【例】茨城県土浦市からがん研有明病院(東京都江東区)に付き添いの人と1年間に24回通院したAさんの場合
自己判断で服用する サプリメント・漢方薬代※8	+ α など

※4 厚生労働省「医療・介護を通じた居住費負担の公平化について  
(平成27年11月20日)」

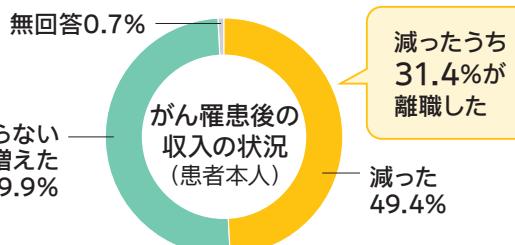
※5 お住まいの地域の自治体によっては購入費の一部を補助してもらえる場合があります。詳しくは、各自治体までお問い合わせください。

※6 がん研有明病院では特定のメーカー・商品の推奨・販売は行っていません。一般的な販売価格には幅があります。

### 参考

仕事や収入にも影響する可能性があります。

がんに罹患すると、治療のために一定期間連続して休みを取ったり、勤務時間や業務量を減らしたりして、収入が減ってしまう場合もあります。



東京都福祉保健局  
「東京都がん医療等に係る実態調査結果  
(がん患者の就労等に関する実態調査)(平成31年3月)

## 今までのがん保険は

がん入院給付金、がん手術給付金などがベースとなり、入院日数と手術の種類によって給付金額が変動していました。



## » SOMPOひまわり生命のがん保険なら…

### 健康をサポートするがん保険 勇気のお守り

がん治療給付型 終身がん保険(C2)  
(がん治療給付型)(I型)

月ごとの給付により  
治療費をサポート!  
毎月の治療費に  
備えることができます。

▶詳しくはP 5 6へ

### 健康をサポートするがん保険 勇気のお守り

がん診断給付型 終身がん保険(C3)  
(がん診断給付型)

まとめたお金で  
治療をサポート!  
治療費以外のさまざまな費用にも  
備えることができます。

▶詳しくはP 9 10へ

## » おすすめのプラン

### 健康をサポートするがん保険

### 勇気のお守り

がん治療給付型 終身がん保険(C2)  
(がん治療給付型)(I型)



がん診断給付特約

新がん先進医療特約

毎月の治療費とまとめたお金でがん治療をトータルサポート!  
さらに先進医療も保障するおすすめのプランをご用意しています!

▶詳しくはP 7 8へ

# 月ごとに一定の金額でサポートするがん治療給付型



## 健康をサポートするがん保険 勇気のお守り がん治療給付型

## の保障内容



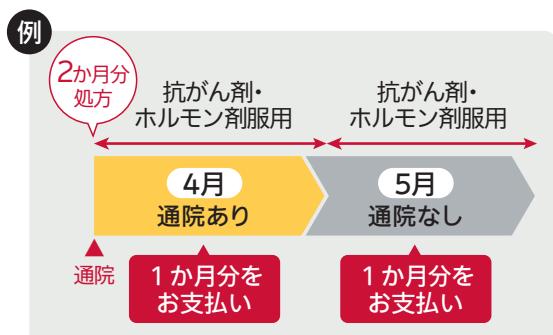
月ごとの給付により治療費をサポート!  
毎月の治療費に備えることができます。  
基準給付月額は、高額療養費制度を参考に  
年収に応じて設定することをおすすめします。

### 「がん治療給付型」のポイント



入院だけでなく、増えつつある  
通院治療も保障します。

入院・通院にかかわらず、所定のがんの  
治療を受けた月ごとに給付金をお受取り  
いただけます(薬は処方月だけでなく投  
与期間が含まれる月もお受取りの対象と  
なります)。



一人一人に合った選択肢が選べるよう、幅広い治療を保障します。

3大治療はもちろん、がんによる疼痛などを緩和する「緩和療養」や、遺伝情報に基づく  
「がんゲノムプロファイリング検査」も保障します。上皮内がんも対象となります。

対象となるがん

すべてのがん  
(悪性新生物)  
  
上皮内がん  
も対象!

対象となる治療

3大治療  
手術  
放射線治療  
抗がん剤治療

入院  
緩和療養  
ホルモン剤治療  
がんゲノム  
プロファイリング検査



通算120か月の給付金で、長引く治療もしっかりサポートします。

入院・通院にかかわらず、所定のがんの治療を受けた月ごとに受け取れる  
がん治療給付金は、通算120か月保障します。  
さらに「手術」「放射線治療」「入院」は通算無制限でお支払いします。

- 主契約は終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)です。
- 保険料払込期間満了後の保険期間に死亡したときに基準給付月額と同額を死亡給付金としてお支払いします。
- 保険料払込期間中または終身にわたって保険料をお払込みいただぐご契約の場合、死亡給付金はありません。
- がんの治療を行ったことにより発生したがん以外の疾病および

- 症状(合併症)に対する治療は、保障の対象外となります。
- がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後となります。
- お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、ご契約をお受けできない場合や保障内容を制限させていた  
だく場合があります。

保険期間:終身

	給付金	このような場合にお支払いします	お支払限度	基準給付月額 (例)20万円	基準給付月額 (例)10万円
主契約	がん治療 給付金 <sup>※1</sup>	がんの治療を目的として つぎのいずれかに該当したとき ①手術 ②放射線治療 ③抗がん剤治療・ホルモン剤治療 ④緩和療養 ⑤入院 がんゲノムプロファイ リング検査を含む	通算120か月限度 (1か月に1回) *①②⑤については 通算給付限度を超 えてお支払いしま す(通算無制限)。	1か月につき <b>20万円</b>	1か月につき <b>10万円</b>
	自由診療 抗がん剤・ ホルモン剤治療 給付金	つぎのいずれかの抗がん剤治療・ ホルモン剤治療を受けたとき ①先進医療 <sup>※2</sup> ②患者申出療養 <sup>※2</sup> ③がんを適応症として厚生労働 大臣に承認されているもの ④欧米で承認されたもの	通算12か月限度 (1か月に1回)	1か月につき <b>40万円</b>	1か月につき <b>20万円</b>
	自由診療 乳房再建給付金	所定の <b>乳房再建術</b> を受けたとき	一乳房につき 1回限度	一乳房につき <b>20万円</b>	一乳房につき <b>10万円</b>

▶詳しくはP13・14へ



	オプション / 給付金	このような場合にお支払いします	お支払限度	給付金額
オプション	新がん先進医療特約 <sup>※3</sup> がん先進医療給付金 がん先進医療支援給付金	がんを原因とした <b>先進医療</b> <sup>※2</sup> による <b>療養</b> を受けたとき がん先進医療支援給付金 がん先進医療給付金の 支払われる <b>療養</b> を受けたとき	通算2,000万円 限度	先進医療の 技術料相当額
	がん保険料免除特約	初めて <b>がん</b> と医師により診断確定 されたとき、以後の保険料の お払込みを免除します	同一の先進医療の 療養について1回限り	1回の療養につき <b>15万円</b>
	がん診断給付特約 がん診断給付金	P10 「がん診断給付型」がん診断給付金の お支払事由と同様です	回数無制限 (1年に1回限度)	1回につき <b>100万円</b>
	がん外来治療給付特約 がん外来治療給付金	がんによる所定の <b>外来治療</b> (通院・往診)を受けたとき	通算無制限 (1年間120日限度)	1日につき <b>5,000円</b>
	がん入院特約 がん入院給付金	がんによる <b>入院</b> をしたとき 日帰り入院 <sup>※4</sup> 含む	日数無制限	1日につき <b>5,000円</b>

▶詳しくはP16へ

- ※1 同一の月に、複数のがん治療給付金のお支払事由に該当するときは、その月の最初にお支払事由に該当した日をもってお支払事由に該当したものとみなします。

- ※2 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限ります。そのため、対象となる医療技術・施設

基準は変動します。患者申出療養とは、公的医療保険制度に基づく患者申出療養を行うことが認められている保険医療機関で受けた療養のことをさします。

※3 被保険者が既に当社で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合には、付加できません。

※4 日帰り入院は、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。

## おすすめのプラン

健康をサポートするがん保険  
**勇気のお守り**  
+  
がん治療給付型 終身がん保険(C2) (がん治療給付型)(I型)

保険期間:終身

がん診断給付特約

新がん先進医療特約

給付金

このような場合にお支払いします

お支払限度

基準給付月額  
(例)20万円

基準給付月額  
(例)10万円

**がん治療  
給付金<sup>※1</sup>**

がんの治療を目的として  
つぎのいずれかに該当したとき

- ①手術
- ②放射線治療
- ③抗がん剤治療・ホルモン剤治療
- ④緩和療養
- ⑤入院

がんゲノムプロファイ  
リング検査を含む

主契約

**自由診療  
抗がん剤・  
ホルモン剤治療  
給付金**

つぎのいずれかの抗がん剤治療・  
ホルモン剤治療を受けたとき

- ①先進医療<sup>※2</sup>
- ②患者申出療養<sup>※2</sup>
- ③がんを適応症として厚生労働  
大臣に承認されているもの
- ④欧米で承認されたもの

**自由診療  
乳房再建給付金**

所定の**乳房再建術**を受けたとき

上皮内  
がんも保障

通算120か月限度  
(1か月に1回)

\*①②⑤については  
通算給付限度を超  
えてお支払いしま  
す(通算無制限)。

1か月につき  
**20万円**

1か月につき  
**10万円**

通算12か月限度  
(1か月に1回)

1か月につき  
**40万円**

1か月につき  
**20万円**

一乳房につき  
1回限度

一乳房につき  
**20万円**

一乳房につき  
**10万円**

生涯保障

詳しくはP13 14へ



オプション / 給付金

このような場合にお支払いします

お支払限度

給付金額

オプション

**がん診断  
給付特約**

がん診断給付金

つぎのいずれかに該当したとき  
[1回目]

初めてがんと医師により診断確定  
されたとき

[2回目以降]

直前のお支払事由該当日から起算  
して1年を経過した後に、つぎのい  
ずれかに該当したとき

- ・新たにがんと医師により診断確定  
されたとき
- ・がん治療のために入院を開始または  
継続しているとき
- ・がん治療のための外来治療を受けたとき
- ・がん治療のための在宅医療による  
緩和療養を受けたとき

上皮内  
がんも保障

回数無制限  
(1年に1回限度)

1回につき  
**100万円**

生涯保障

**新がん先進医療  
特約<sup>※3</sup>**

がん先進医療給付金  
がん先進医療支援給付金

がんを原因とした先進医療<sup>※2</sup>  
による療養を受けたとき

- ・がん先進医療給付金
- ・がんを原因とした先進医療<sup>※2</sup>  
による療養を受けたとき
- ・がん先進医療支援給付金
- ・がん先進医療給付金の  
支払われる療養を受けたとき

通算2,000万円  
限度

先進医療の  
技術料相当額

同一の先進医療の  
療養について1回限り

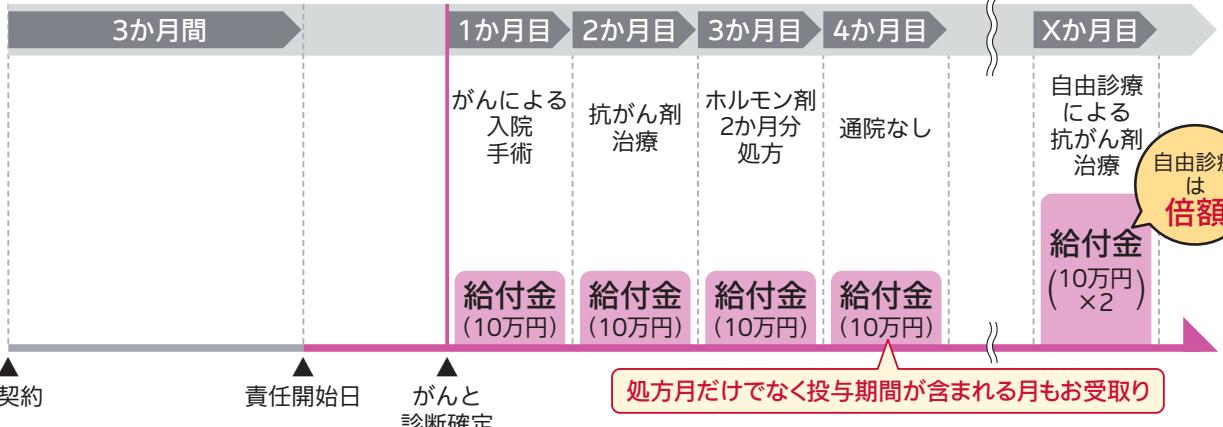
1回の療養につき  
**15万円**

生涯保障

**がん治療給付型** 終身がん保険(C2)  
(がん治療給付型)(I型)

■お受取りイメージ(基準給付月額10万円の場合)

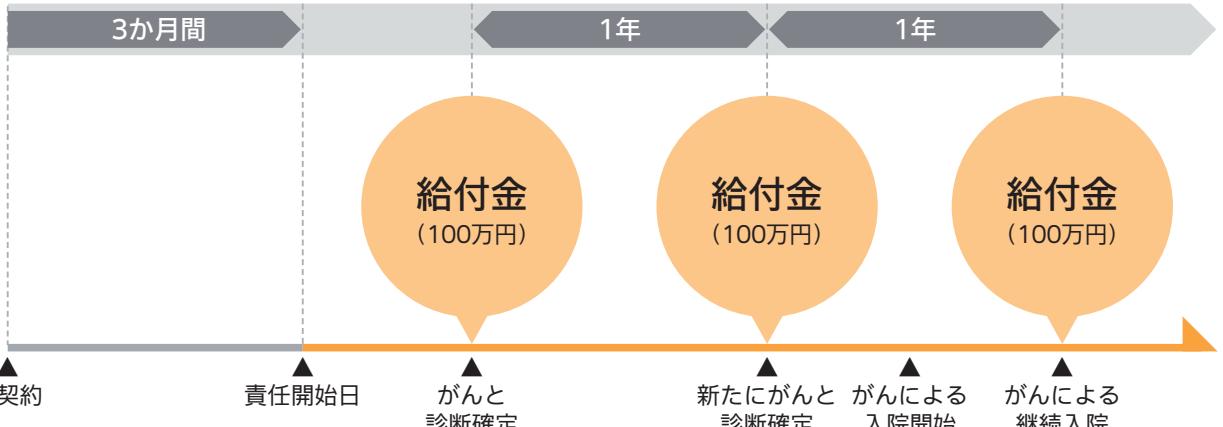
入院・通院にかかわらず、所定のがんの治療を受けた月ごとに給付金をお受取りいただけます。



**オプション がん診断給付特約**

■お受取りイメージ(がん診断給付金額100万円の場合)

初回診断時だけでなく、治療が続く場合には毎年給付金をお受取りいただけます。



- 主契約は終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)です。
- 主契約(がん治療給付金、自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金、自由診療乳房再建給付金) + がん診断給付特約 + 新がん先進医療特約の保障内容です。

- がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期  
の属する日から起算して3か月経過後となります。

- ※1 同一の月に、複数のがん治療給付金のお支払事由に該当  
するときは、その月の最初にお支払事由に該当した日を

もってお支払事由に該当したものとみなします。

- ※2 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準  
に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されて  
いるものに限ります。そのため、対象となる医療技術・施設

基準は変動します。患者申出療養とは、公的医療保険制度  
に基づく患者申出療養を行うことが認められている保険  
医療機関で受けた療養のことをさします。

- ※3 被保険者が既に当社で所定の先進医療関係の保障にご加入  
の場合には、付加できません。

# まとまったお金でサポートするがん診断給付型

健康をサポートするがん保険  
勇気のお守り  
がん診断給付型 終身がん保険(C3)  
(がん診断給付型)

## の保障内容

健康をサポートするがん保険  
勇気のお守り  
がん診断給付型 終身がん保険(C3)  
(がん診断給付型)

まとまったお金で治療をサポート!  
なら、治療費以外のさまざまな費用にも  
備えることができます。

### 「がん診断給付型」のポイント



**治療の長期化や  
万が一の再発・転移も  
サポートします。**

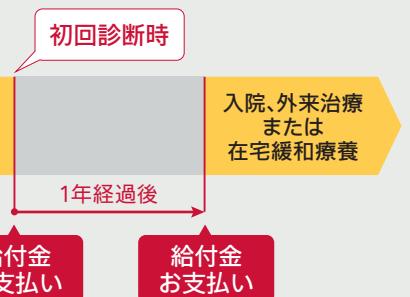
初めてがんと医師により診断確定されたときだけでなく、治療が続く場合には毎年給付金をお受取りいただけます。

がんには再発・転移のリスクがありますが、万が一がんが再発・転移してしまった場合も保障します。

回数無制限  
(1年に1回限度)

初回診断時だけでなく、治療が続く場合には毎年給付金をお受取りいただけます。

例



**がん罹患による収入減少や  
さまざまな出費の増加を  
カバーできます。**

がんになると治療費の他にもさまざまな費用がかかります。一方で休職・離職などにより収入が減少することもあります。

給付金は自由にお使いいただけます。



がんの治療を受けるには、治療費の他にも  
さまざまな費用がかかります。



- 主契約は終身がん保険(C3)(がん診断給付型)です。
- 保険料払込期間満了後の保険期間に死亡したときにがん診断給付金額×10%を死亡給付金としてお支払いします。
- 保険料払込期間中または終身にわたって保険料をお払込みいただくご契約の場合、死亡給付金はありません。

- がんの治療を行ったことにより発生したがん以外の疾病および症状(合併症)に対する治療は、保障の対象外となります。
- がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期の属する日から起算して3か月経過後となります。
- お仕事の内容・健康状態・保険のご加入状況などによっては、

保険期間:終身

主契約	がん診断給付金	つぎのいずれかに該当したとき	上皮内がんも保障	回数無制限 (1年に1回限度)	給付金額 (例)200万円	給付金額 (例)100万円
		<p>[1回目] 初めてがんと医師により診断確定されたとき</p> <p>[2回目以降] 直前のお支払事由該当日から起算して1年を経過した後に、つぎのいずれかに該当したとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たにがんと医師により診断確定されたとき</li> <li>・がん治療のために入院を開始または継続しているとき</li> <li>・がん治療のための外来治療を受けたとき</li> <li>・がん治療のための在宅医療による緩和療養を受けたとき</li> </ul>			1回につき <b>200万円</b>	1回につき <b>100万円</b>



オプション	オプション / 給付金	このようなお支払いします	お支払限度	給付金額
	新がん先進医療特約※1 がん先進医療給付金 がん先進医療支援給付金	がんを原因とした先進医療※2による療養を受けたとき がん先進医療支援給付金 がん先進医療給付金の支払われる療養を受けたとき	通算2,000万円 限度	先進医療の技術料相当額 1回の療養につき <b>15万円</b>
	がん保険料免除特約	初めてがんと医師により診断確定されたとき、以後の保険料のお払込みを免除します	同一の先進医療の療養について1回限り	—
	抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金 自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金	抗がん剤・ホルモン剤治療給付金 P⑥「がん治療給付型」がん治療給付金 ③抗がん剤治療・ホルモン剤治療のお支払事由と同様です 自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金 P⑥「がん治療給付型」自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のお支払事由と同様です	通算120か月限度 (1か月に1回) ※自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金については通算12か月限度	1か月につき <b>10万円</b> 1か月につき <b>20万円</b> ▶詳しくはP17へ
	がん外来治療給付特約 がん外来治療給付金	がんによる所定の外来治療(通院・往診)を受けたとき	通算無制限 (1年間120日限度)	1日につき <b>5,000円</b> ▶詳しくはP16へ
	がん入院特約 がん入院給付金	がんによる入院をしたとき 日帰り入院※3含む	日数無制限	1日につき <b>5,000円</b>

ご契約をお引受けできない場合や保障内容を制限させていた  
だく場合があります。

※1 被保険者が既に当社で所定の先進医療関係の保障にご加入の場合は、付加できません。

※2 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準

に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限ります。そのため、対象となる医療技術・施設基準は変動します。

※3 日帰り入院は、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。



# 保険料率と禁煙☆チャレンジ!制度 について

対象の  
主契約

がん治療給付型

がん診断給付型

対象の  
オプション

がん診断給付特約

抗がん剤・ホルモン剤  
治療給付特約

がん外来治療給付特約

がん入院特約



たばこを過去1年間吸っていない方は割安な保険料で  
お申込みいただけます！

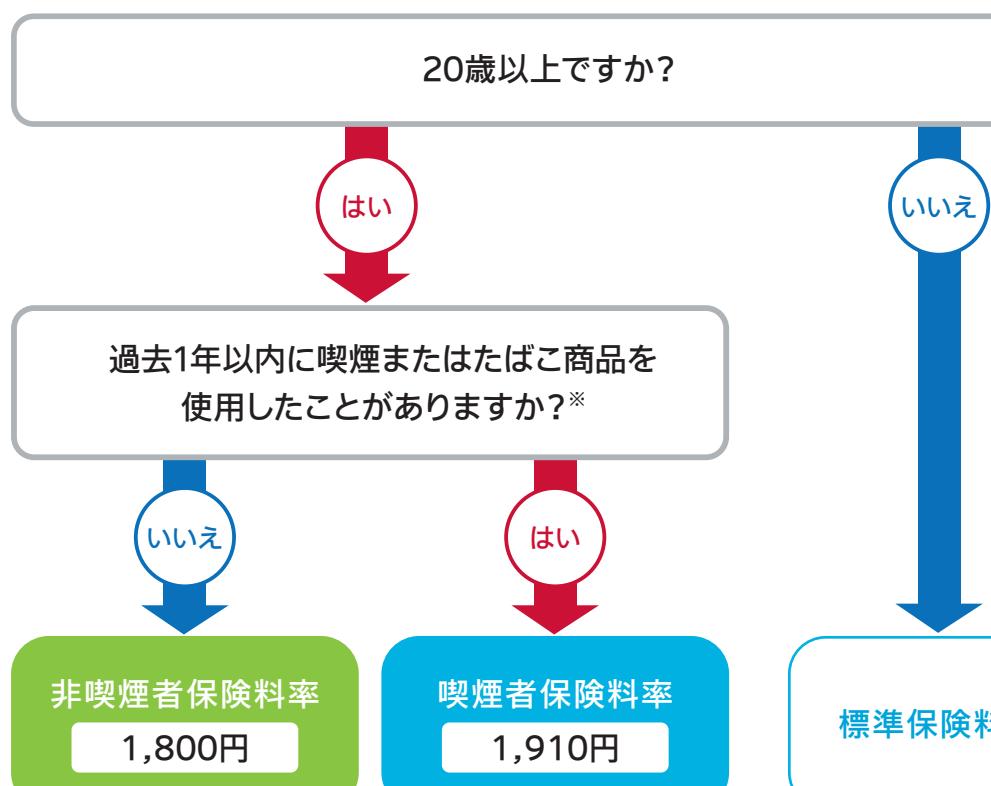
被保険者が20歳以上の場合「非喫煙者保険料率」または「喫煙者保険料率」のいずれかの保険料率が適用されます。

ご契約時に健康状態などが当社の定める基準を満たしたうえで、過去1年間に喫煙歴がない場合、割安な保険料でお申込みいただけます。

20歳未満の被保険者については、「標準保険料率」が適用されます。

**ご契約例**

- 50歳男性 ●終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型) ●基準給付月額:10万円
- 保険期間・保険料払込期間:終身 ●保険料払込方法:口座振替月払



\*喫煙状況の確認のため、お申込み内容により告知に加えて所定の検査を求めることがあります。

- ・ご契約時に告知いただいた内容が、事実と異なる場合には、ご契約または特約を解除することができます。また、以後のご契約のお引受けをお断りする場合があります。
- なお、いただいた告知に関して、ご契約後に告知内容の確認や追加の検査を求める場合がありますのでご了承ください。
- ・検査の結果によっては、非喫煙者保険料率が適用できない場合があります。
- ・新がん先進医療特約は、喫煙にかかる保険料率は適用されません。



たばこを吸っていてもご契約後に1年以上禁煙に成功すると  
保険料率を変更できます！

## 禁煙☆チャレンジ!制度

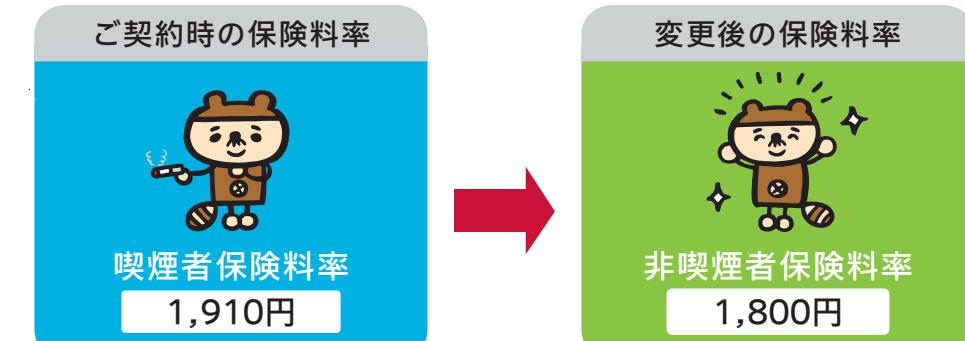
「喫煙者保険料率」を適用したご契約は、被保険者がご契約後の所定の期間内に1年以上喫煙歴がないなど、当社の定める基準を満たしている場合、「非喫煙者保険料率」へ変更ができます。

### ご契約例

- 50歳(ご契約時)男性 ●終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)
- 基準給付月額:10万円 ●保険期間・保険料払込期間:終身 ●保険料払込方法:口座振替月払

### [喫煙者保険料率から非喫煙者保険料率にチャレンジ成功した場合]

- ◆ご契約2年後(52歳)に保険料率の変更が適用された場合



・保険料率変更以降の将来の保険料を改めます。

### 禁煙☆チャレンジ!制度のイメージ



### 禁煙☆チャレンジ!制度の取扱いにあたって、つぎの点についてご注意ください。

- ・保険料率変更のお申出の際に、すでにお支払事由に該当している場合には、お取扱いできません。
- ・保険料率変更の告知日が、契約日から起算して1年以上かつ5年以内にある場合にお取扱いが可能です。
- ・保険料率変更のお申出の際に、喫煙状況が当社の定める範囲内であっても、健康状態などが当社の定める基準を満たさない場合には、お取扱いできません。
- ・20歳未満でご加入いただいた契約(標準保険料率適用契約)は、本制度のお取扱いはできません。
- ・当社の定める基準は、将来にわたって変更となる可能性があります。

上記取扱いは2024年1月現在の内容に基づいています。 詳細については、お問い合わせ先までご照会ください。

## がん治療給付型

# 月ごとに一定の金額でサポートするがん治療給付型



主契約

## がん治療給付金

がんの治療を目的としてつきのいずれかに該当した場合、お支払事由に該当する月ごとに**がん治療給付金<sup>※1</sup>**をお受取りいただけます。

お支払事由

① 手術	所定の手術 (先進医療 <sup>※2</sup> ・骨髄移植を含む)
② 放射線治療	所定の放射線治療 (先進医療 <sup>※2</sup> を含む)
③ 抗がん剤治療・ホルモン剤治療 (再発予防を含む)	所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療 <sup>※3</sup> または <b>がんゲノムプロファイリング検査<sup>※4</sup></b>
④ 緩和療養	所定の疼痛緩和薬(オピオイド鎮痛剤)を用いた緩和療養、所定の入院または在宅医療による緩和療養 <sup>※5</sup>
⑤ 入院	所定の入院

通算120か月限度  
(1か月に1回)  
※①②⑤については通算無制限



がん治療給付金  
お支払事由に該当する月ごとに  
**10万円**  
(基準給付月額10万円の場合)

●公的医療保険対象の乳房再建術を受けた場合には、その該当した日にがん治療給付金のお支払事由に該当したものとみなします。

▶ 抗がん剤・ホルモン剤治療のポイントについてはP19をご覧ください。



主契約

## 自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金

がんの治療を目的としてつきのいずれかの抗がん剤治療・ホルモン剤治療<sup>※3</sup>(再発予防を含む)を受けた場合、お支払事由に該当する月ごとに**自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金**をお受取りいただけます。

(がん治療給付金のお支払対象となる抗がん剤治療・ホルモン剤治療を除きます。)

お支払事由

- ① 先進医療<sup>※2</sup>
- ② 患者申出療養<sup>※2</sup>
- ③ がんを適応症として厚生労働大臣に承認されている抗がん剤・ホルモン剤<sup>※6</sup>
- ④ 欧米で承認された抗がん剤・ホルモン剤

●自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金が支払われる抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けた日が同一の月に2回以上あるときは、その月の最初に抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けた日に自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のお支払事由が生じたものとみなします。

▶ 抗がん剤・ホルモン剤治療のポイントについてはP19をご覧ください。

通算12か月限度  
(1か月に1回)

自由診療抗がん剤・  
ホルモン剤治療給付金  
お支払事由に該当する月ごとに  
**10万円×2**  
(基準給付月額10万円の場合)



## 自由診療乳房再建給付金

がんの治療に伴う乳房再建術を受けた場合、**自由診療乳房再建給付金**をお受取りいただけます。  
(がん治療給付金のお支払対象となる乳房再建術を除きます。)

一乳房につき  
1回限度



自由診療  
乳房再建給付金  
一乳房につき  
**10万円**  
(基準給付月額10万円の場合)

参考

### 乳房再建術について

乳がんの切除により変形あるいは失われた乳房をできる限り取り戻すための手術を乳房再建術といいます。「自分の体の一部(自家組織)を使用する方法」と「人工物を使用する方法」があります。再建のタイミングは、乳がん切除と同時に再建を行う「一次再建」と、乳がんの手術や化学療法などの補助療法が一段落したところで再建を行う「二次再建」があります。

国立がん研究センター 東病院「乳房再建術について」をもとに当社で作成

参考

### がんゲノム医療、がんゲノムプロファイリング検査 (がん遺伝子パネル検査)とは?

がんゲノム医療は、遺伝子情報に基づくがんの個別化治療の1つです。主にがんの組織を用いて、多数の遺伝子を同時に調べ(がん遺伝子パネル検査<sup>※1</sup>)、遺伝子変異<sup>※2</sup>を明らかにすることにより、一人一人の体質や病状に合わせて治療などを行なう医療です。

\*1 がん遺伝子パネル検査は、がんゲノムプロファイリング検査と呼ばれることがあります。

\*2 遺伝子変異は、細胞の中の遺伝子がなんらかの原因で後天的に変化することや、生まれもった遺伝子の違い。

国立がん研究センターがん情報サービス「がんゲノム医療とがん医療における遺伝子検査」をもとに当社で作成

※1 同一の月に、複数のがん治療給付金のお支払事由に該当するときは、その月の最初にお支払事由に該当した日をもってお支払事由に該当したものとみなします。

※2 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限ります。そのため、対象となる医療技術・施設基準は変動します。患者申出療養とは、公的医療保険制度に基づく患者申出療養を行うことが認められている保険医療機関で受けた療養のことをさします。

※3 詳しくは約款別表「抗がん剤治療・ホルモン剤治療」をご覧ください。

ください。  
※4 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、検体検査実施料(検体提出時または結果説明時)が算定されるがんゲノムプロファイリング検査をさします。

※5 詳しくは約款別表「対象となる疼痛緩和薬」「対象となる神経ブロック」「在宅医療」をご覧ください。

※6 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められたものに限ります。ただし、がんゲノムプロファイリング検査により選定されたものは除きます。

## がん診断給付型

# まとまったお金でサポートするがん診断給付型

特約

## 選べるオプション



主契約

### がん診断給付金

がんと医師により診断確定された場合、  
がん診断給付金をお受取りいただけます。

また、再発<sup>※1</sup>や転移、継続治療(入院・外来治療)などに  
該当した場合でも同額をお受取りいただけます。

#### 【1回目】

初めてがんと医師により診断確定されたとき

#### 【2回目以降】

直前のお支払事由該当日から起算して1年を経過した後に、つぎのいずれかに該当したとき<sup>※2</sup>

- 新たにがんと医師により診断確定されたとき
- がん治療のために入院を開始または継続しているとき
- がん治療のための外来治療を受けたとき<sup>※3</sup>
- がん治療のための在宅医療による緩和療養を受けたとき<sup>※4</sup>

回数無制限!  
(1年に1回限度)



がん診断給付金  
1回につき  
**100万円**  
(がん診断給付金額  
100万円の場合)

※1 再発とは既に診断確定されたがんが、治療したことにより認められない状態になった後に再発したと診断確定されることです。

※2 被保険者が治癒または寛解状態でない場合に限ります。

※3 がんの消滅・破壊などを直接の目的とした、①手術療法  
②放射線療法③化学療法<sup>※1</sup>④疼痛緩和療法<sup>※2</sup>のいずれかの治療が引き続き必要と認められる場合に限ります。

※4 詳しくは約款別表「在宅医療」をご覧ください。

\*1 がんを適応症として定めている薬剤(自由診療を含む抗がん剤やホルモン剤等)を投与することにより、がんを破壊またはがんの発育・増殖を抑制することを目的とした治療法(細胞免疫療法、ワクチン療法を含みます。)をいいます。

\*2 薬剤の投与または処置を行うことにより、がんによる痛みを緩和することを目的とした治療をいいます。

オプション

### がん外来治療給付特約(がん外来治療給付金)

付加の対象となる主契約

がん治療給付型

がん診断給付型

終身がん保険(C2)(がん治療給付型)(I型)に付加する場合、がん診断給付特約との同時付加が必要です。

通院や往診によるがんの治療を受けた場合、  
がん外来治療給付金をお受取りいただけます。  
入院をしない治療でも、がんの治療が続く限り保障します。

#### お支払事由

医師により診断確定されたがんの治療を目的として、医師の治療処置を伴う外来治療(通院・往診)を外来治療期間中に受けたとき

- がんの治療を目的とした入院中に外来治療を受けられた場合には、がん外来治療給付金はお受取りいただけません。

通算無制限!  
(1年間120日限度)

がん外来治療給付金  
1日につき  
**5,000円**  
(がん外来治療給付金日額  
5,000円の場合)

### がん外来治療給付金のお受取りについて

#### お支払限度

外来治療期間1年間につき120日間

●初めてがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算した1年間を外来治療期間といいます。

●外来治療期間満了日の翌日以後、つぎのいずれかに該当した場合についても、その該当した日から起算した1年間が新たな外来治療期間となります。

- ・新たにがんと診断確定されたとき(再発<sup>※</sup>または転移したがんを含みます。)
- ・がん治療のために入院を開始したとき
- ・がん治療のための入院を継続しているとき
- ・がん治療のための外来治療を受けたとき

※再発とは、既に診断確定されたがんが、治療したことにより認められない状態になった後に再発したと診断確定されることです。



▶ お受取り事例はP20～22をご覧ください。



▶ お受取り事例はP23をご覧ください。

# 選べるオプション



オプション

## 抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約

(抗がん剤・ホルモン剤治療給付金、自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金)

がんの治療を目的としてつぎの抗がん剤治療・ホルモン剤治療(再発予防を含む)を受けた場合、お支払事由に該当する月ごとに抗がん剤・ホルモン剤治療給付金、自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金をお受取りいただけます。

お支払事由

## 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金

所定の抗がん剤治療・ホルモン剤治療※1またはがんゲノムプロファイリング検査※2を受けたとき

## 自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金

つぎのいずれかの抗がん剤治療・ホルモン剤治療※1を受けたとき

(抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のお支払対象となる抗がん剤治療・ホルモン剤治療を除きます。)

- ① 先進医療※3
- ② 患者申出療養※3
- ③ がんを適応症として厚生労働大臣に承認されている抗がん剤・ホルモン剤※4
- ④ 欧米で承認された抗がん剤・ホルモン剤

※1 詳しくは約款別表「抗がん剤治療・ホルモン剤治療」をご覧ください。

※2 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、検体検査実施料(検体提出時または結果説明時)が算定されるがんゲノムプロファイリング検査をさします。

※3 先進医療とは、厚生労働大臣が定める医療技術・施設基準に該当するものをいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限ります。そのため、対象となる医療技術・施設基準は変動します。患者申出療養とは、公的医療保険制度に基づく患者申出療養を行うことが認められている保険医療機関で受けた療養のことをさします。

※4 厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が

付加の対象となる主契約

## がん診断給付型

通算120か月限度

(1か月に1回)

※自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金については  
通算12か月限度

## 抗がん剤・ホルモン剤治療給付金

お支払事由に該当する月ごとに  
**10万円**  
(基準給付月額10万円の場合)

自由診療抗がん剤・  
ホルモン剤治療給付金

お支払事由に該当する月ごとに  
**10万円×2**  
(基準給付月額10万円の場合)

診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められたものに限ります。ただし、がんゲノムプロファイリング検査により選定されたものは除きます。

- 同一の月に、複数の抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のお支払事由に該当するときは、その月の最初にお支払事由に該当した日をもってお支払事由に該当したものとみなします。
- 自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金が支払われる抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けた日が同一の月に2回以上あるときは、その月の最初に抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けた日に自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金の支払事由が生じたものとみなします。

▶ 抗がん剤・ホルモン剤治療のポイントについてはP19をご覧ください。



参考

## 抗がん剤治療について

「がんにそなえるBOOK(当社作成)」より抜粋

## 抗がん剤治療

薬が血液から全身に回るため、全身に対して効果が期待できます。副作用があることもあります。最近では副作用の少ない治療薬の開発が進んでいます。薬物療法には、抗がん剤を使用する治療法のほか、分子標的薬や免疫チェックポイント阻害薬、ホルモン療法薬を使用する治療法などがあります。日本で未承認の治療薬などもあり、経済的な負担が生じることがあります。

- 右記の費用は薬剤料のみであり、検査料などの諸費用は含まれておりません。薬剤料(薬価)は定期的に見直しが行われており、変動することがあります。
- 右記の費用は高額療養費制度利用前の金額であり、高額療養費制度が適用される場合があります。
- 費用例はがん研有明病院監修のもと、作成しています。医療機関・診断内容・治療内容によって異なりますのでご注意ください。

## 例 分子標的薬

がん細胞のたんぱく質や遺伝子をターゲットとして効率よく攻撃し、がん細胞の増殖を抑えたり、破壊する治療薬です。

- [条件]
- 乳がん(体重50kgの患者の場合)
  - 処方:トラスツズマブ
  - 治療スケジュール:  
3週間ごとに18回治療を行った場合

総額:約216万円

(自己負担3割の場合:約65万円)

●トラスツズマブの投与量は体重によって異なります。  
費用は外来治療の場合ですが、医療機関によっては3日ほどの入院治療が必要になる場合もあります。

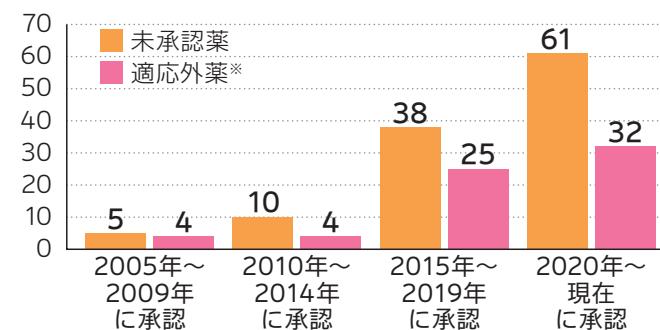
## 患者申出療養制度

患者申出療養制度は、未承認薬などを迅速に保険外併用療養として使用したいという困難な病気と闘う患者の思いに応えるため、患者からの申出を起点とし、安全性・有効性などを確認しつつ、できる限り身近な医療機関で受けられるようにする制度です。この制度を用いると、公的医療保険と併用して未承認薬などの先進的な治療を受けることができます。

## 欧米で承認された抗がん剤(日本で未承認の薬など)

欧米で承認された薬剤が日本で承認されるまでには数か月から数年程度かかるため、未承認薬を使う治療は「自由診療(全額自己負担)」となります。未承認薬は1か月の薬剤費が100万円を超えるものが多く、中には1,000万円を超えるものもあります。

■米国か欧州で承認され、日本未承認または適応外であるがん領域の医薬品数とその推移



- 2023年7月31日時点での情報に基づいています。(のべ数)  
国立がん研究センター  
「国内で薬機法上未承認・適応外である医薬品について」

# 抗がん剤・ホルモン剤などに関するポイント

- がん治療給付型 がん治療給付金(抗がん剤治療・ホルモン剤治療)
- 自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金
- オプション 抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約  
(抗がん剤・ホルモン剤治療給付金、自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金)



# お受取り事例

- がん診断給付型 がん診断給付金
- オプション がん診断給付特約(がん診断給付金)



## 2回目以降のがん診断給付金のお支払いについて

**ポイント1** がんの治療(再発予防を含む)を目的とした抗がん剤治療がお支払いの対象となります。抗がん剤治療には、経口内服による投与の抗がん剤・ホルモン剤による治療も対象となります。

**ポイント2** ホルモン剤などの抗がん剤治療の経口内服による投与で、処方せんによる投薬期間が複数月分の場合、お支払事由に該当する月ごとに給付金をお支払いします。

●給付金をご請求した月の翌月以降にも、抗がん剤が処方されている場合は、該当する月の到来後にお支払います。その際に、該当する月に生存されている必要があります。

乳がんの治療のため、公的医療保険制度の対象となる経口内服のホルモン剤3か月分を4月に1度に処方された場合

**例 がん治療給付型 基準給付月額10万円の場合**

がん治療給付金 ○ 10万円をお支払いします	がん治療給付金 ○ 10万円をお支払いします	がん治療給付金 ○ 10万円をお支払いします
---------------------------	---------------------------	---------------------------

公的医療保険制度の対象となる経口内服のホルモン剤3か月分を処方された

**参考** ホルモン療法の経口投与の際、最長何か月分処方されましたか?

3か月分以上 68%	2か月分 15%	1か月分 14%	1~3週間分 3%
---------------	-------------	-------------	--------------

調査期間: 2020年8月5日～8月25日  
実施方法: 認定NPO法人キヤンサネットジャパンによるインターネットでの調査  
調査対象: がんに罹患したことがある方  
回答者数: 136名

**ポイント3** がん治療給付型 の場合(オプション 抗がん剤・ホルモン剤治療給付特約も同様) 同一月に、がん治療給付金と自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金のそれぞれのお支払事由を満たす治療があった場合、それぞれをお支払いします。

肺がんの治療のため、公的医療保険制度の対象となる抗がん剤治療を受けた  
しかし効果が見られなかったため、同じ月に、患者申出療養による抗がん剤治療を受けた場合

**例 基準給付月額10万円の場合**

がん治療給付金 ○ 10万円をお支払いします	自由診療抗がん剤・ホルモン剤治療給付金 ○ 20万円をお支払いします
---------------------------	---------------------------------------

公的医療保険制度の対象となる抗がん剤治療を受けた  
患者申出療養による抗がん剤治療を受けた

**事例1** 直前のお支払事由該当日から起算して1年経過後に、新たにがんと医師により診断確定された場合

**ケース1** 直前のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年を経過した後に新たにがんと診断確定された場合

**ケース2** 直前のがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年内に新たにがんと診断確定された場合

**事例2** 直前のお支払事由該当日から起算して1年経過後に、がんの継続治療(入院・外来治療)をしている場合

**ケース1** 初めて胃がんと診断確定され、がん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年内に、入院を開始 その後がん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年を経過した後も、胃がんによる入院を継続している場合

**ケース2** 初めて胃がんと診断確定され、がん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年内に、外来治療を開始 その後がん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年を経過した後も、胃がんによる外来治療を継続している場合

**事例3** 直前のお支払事由該当日から起算して1年経過後に、がん治療のための在宅医療による緩和療養を受けた場合

**ケース1** 初めて胃がんと診断確定され、がん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年を経過した後に、在宅で胃がんの治療のための緩和療養を受けた場合



# お受取り事例(大腸がん・乳がん)

## 大腸がん治療(ステージ0・ステージⅢ)

### 男性に多いがん

健康診断で精密検査が必要となり、内視鏡検査を実施した結果、大腸上皮内がん(ステージ0)と診断。その後、内視鏡手術と2日間(同月内)入院しました。1年後、内視鏡検査を実施し、新たに大腸がん(ステージⅢ)と診断。大腸がんの手術と17日間(同月内)入院しました。手術後1年間にわたって抗がん剤治療を行いました。(保険診療の抗がん剤治療9か月間、自由診療の抗がん剤治療を3か月間)

50歳男性

《主契約》  
終身がん保険(C2)  
(がん治療給付型)(I型)  
《特約》  
がん診断給付特約の場合

基準給付月額:10万円  
がん診断給付金額:100万円の場合



\*2回目以降のがん診断給付金について、被保険者が治癒または寛解状態でない場合に限ります。

がん診断給付金

$$100\text{万円} \times 3\text{回} = 300\text{万円}$$

がん治療給付金

$$\text{保険診療の入院・手術・抗がん剤治療 } 10\text{万円} \times \text{合計11か月} = 110\text{万円}$$

自由診療抗がん剤・  
ホルモン剤治療給付金

$$\text{自由診療の抗がん剤治療 } 20\text{万円} \times 3\text{か月} = 60\text{万円}$$

お受取総額

$$470\text{万円}$$

## 乳がん治療(ステージⅢ)

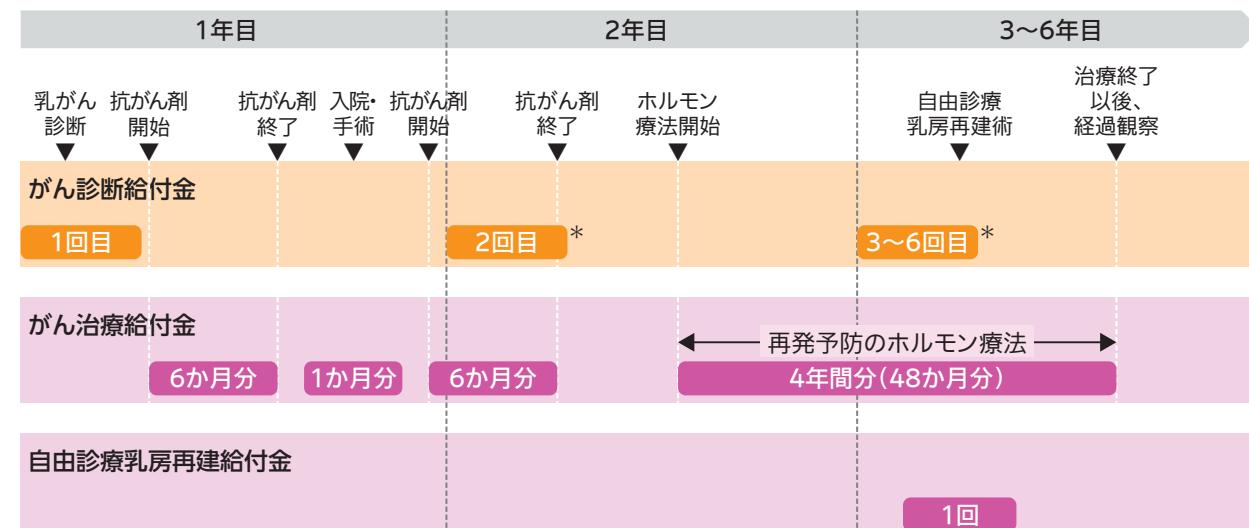
### 女性に多いがん

右乳房のがんと診断後、手術の前に半年間の抗がん剤治療でがんを小さくしてから右乳房全摘出術を受け、14日間(同月内)入院。その後、再度抗がん剤治療を半年間、ホルモン療法を4年間行いました。(自由診療による乳房再建術も1回実施)

40歳女性

《主契約》  
終身がん保険(C2)  
(がん治療給付型)(I型)  
《特約》  
がん診断給付特約の場合

基準給付月額:10万円  
がん診断給付金額:100万円の場合



\*2回目以降のがん診断給付金について、被保険者が治癒または寛解状態でない場合に限ります。

がん診断給付金

$$100\text{万円} \times 6\text{回} = 600\text{万円}$$

がん治療給付金

$$\text{保険診療の抗がん剤・入院・手術・ホルモン療法 } 10\text{万円} \times \text{合計61か月} = 610\text{万円}$$

自由診療  
乳房再建給付金

$$10\text{万円} = 10\text{万円}$$

お受取総額

$$1,220\text{万円}$$

- お支払いの可否は、最終的には診断書の内容等により判断させていただきます。
- 記載している事例は、あくまでも一例であり、実際の治療内容には個人差があります。

- お支払いの可否は、最終的には診断書の内容等により判断させていただきます。
- 記載している事例は、あくまでも一例であり、実際の治療内容には個人差があります。

## お受取り事例

オプション

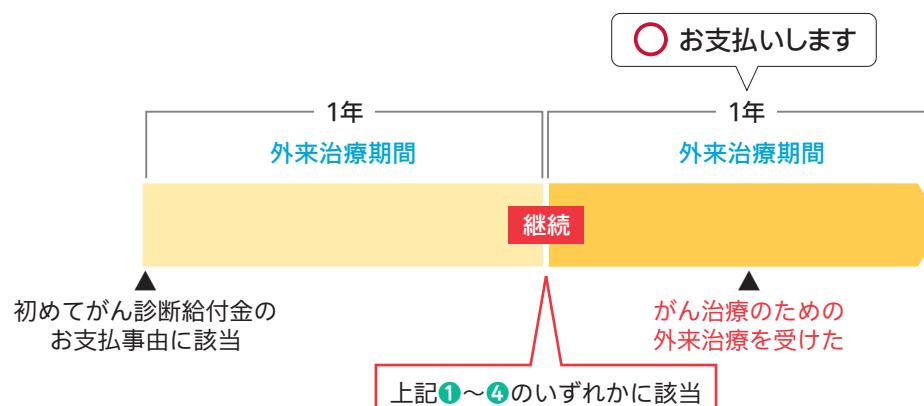
がん外来治療給付特約(がん外来治療給付金)



事例

初めてがん診断給付金のお支払事由に該当した日から起算して1年経過後につぎの①～④のいずれかに該当して外来治療期間を継続し、その後がん治療のための外来治療を受けた場合

- ①新たにがんと診断確定されたとき
- ②がん治療のために入院を開始したとき
- ③がん治療のための入院を継続しているとき
- ④がん治療のための外来治療を受けたとき



## がんの保障の開始と保険料のお払込みについて

**!** がんに対する保障の開始(責任開始日)は、保険期間の始期\*の属する日から起算して3か月経過後となります。

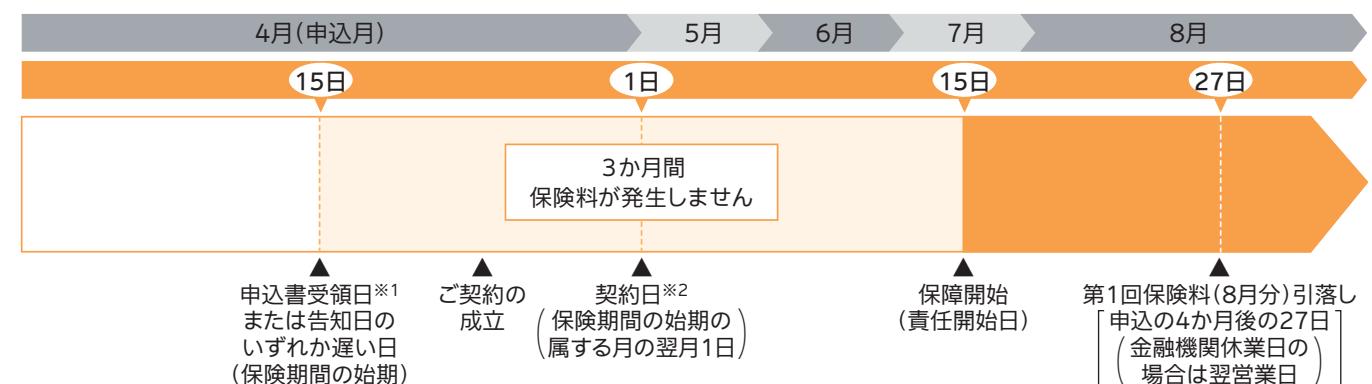
\*ご契約のお引受けを当社が承諾した場合には、お申込みを受けたときまたは告知のときのいずれか遅いときとなります。

●責任開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っている・いないにかかわらず、保険契約は無効となります。

**!** ご契約からがんの保障の開始までの3か月間は保険料が発生しません。

- 本がん保険は、がんの保障開始以降に保険料が発生する仕組みです。そのため、ご契約からがんの保障の開始までの3か月間は保険料が発生しませんが、保険料を割り引いているものではありません。
- 年払・半年払の初回保険料は、保障のない3か月間分を差し引いた保険料(年払は9か月分、半年払は3か月分)を責任開始日前に払込むことが必要です。
- 特約中途付加を除きます。

[イメージ図] (口座振替扱・月払の場合)



※1 申込書受領日は、取扱者(生命保険募集人)がお客さまから申込書を受領した日となります。

※2 保険期間の始期から契約日までの間に被保険者の誕生日を迎える場合には、保険期間の始期が契約日となります(契約日の特則)。口座振替扱で契約日の特則が適用される場合、保険料はお申込みの3か月後の27日に引落しとなります。

**My Linkx**  
リンククロス  
Webサービス

マイリンククロスにご登録をいただくと、責任開始日の当日にがん保険の保障開始のお知らせをメールでお送りします。

マイリンククロスの登録方法など詳しくは P②5へ



# がん患者さま向け オンライン運動レッスンで治療後のケア!



大阪国際がんセンター認定がん専門運動指導士がご提供する

## がん患者さま向け オンライン運動レッスン

有料

がん専門の運動指導士が直接ご相談にのりながら、  
ご自宅でのからだの不調改善のご支援を行います。

＼以下のお悩みをお持ちの方にお勧めです／

痛み

機能低下

むくみ

疲労感

体力低下

大阪国際がんセンターにあるルネサンス運動支援センターでは、治療中や治療後の日常生活を支える「ポストリハビリ」として、がん患者の方々へのサポートを専門に行ってています。一人一人の身体状態や治療状況にあった運動をご提案することで、からだの不具合の改善を目指していきます。不安や不調などがあっても、大阪国際がんセンター認定のがん専門運動指導士がその内容を丁寧にお聞きしながら、ご自宅でも実施可能なプランを考え、運動指導を行います。



### 実際に利用された患者さまの声

リンパ浮腫に詳しいスタッフの方がいるので、安心して運動できます。  
宿題も出してくださり、資料も作ってくださり、家でもやる気が出ます。  
マンツーマンというところも、予約できるところも、私の性格に合っています。  
40代・女性・乳がん



### 申込方法

給付金お手続きの際に申込み方法詳細をご案内いたします。

### サービス事業者

株式会社ルネサンス  
ルネサンス運動支援センター  
大阪国際がんセンター患者交流棟3F

- 本パンフレットに記載のサービスは、2024年6月現在のものです。
- 本サービスは当社が提携する企業のサービスを提供するものです。

●本サービスは予告なく変更・終了する場合があります。

●当社が提携する本企業のサービスについて、当社は責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

●提携先やサービス提供元によっては、年末年始など一部の日において受付を行わない日がありますので、あらかじめご了承ください。

●正当な理由なく証券番号等のご申告がない場合、ご利用をお断りする場合があります。

# 健康サポートアプリで 病気になりにくい生活習慣をご提案！

### ご利用対象者

ご契約者さま・  
被保険者さま・  
そのご家族  
(2親等以内)

じぶんのカラダの「今」と「未来」を知って



ムリなく、ムダなく健康になれる  
あなただけのパートナー

Point 1

カメラで撮影するだけ

未来

### 6年後の 検査値異常予測

健康診断結果をスマート  
フォンで読み込むだけで、約  
19万人のビッグデータから  
予測される、6年後の健康リ  
スクがわかります。



Point 2

簡単な問診を追加するだけ

未来

### 男性3種、女性5種の がん発症リスク予測

健康診断結果の入力と簡単  
な問診で、あなたと似た条件  
の人人が5年以内にがんを発  
症するリスクがわかります。



Point 3

カメラに顔を向けるだけ

今

### 簡単! ストレスチェック

約60秒、スマートフォンのカ  
メラに顔を向けるだけで、ス  
トレスレベルを算出。自分の  
ストレス傾向がチェックでき  
ます。



Point 4

選択するだけ

今

### アクションを選んで、 毎日トライ!

あなたの状況にあわせ、ピッ  
タリの健康活動(アクション)  
をご提案!  
楽しく健康活動を継続でき  
るようサポートします。



### アプリ登録方法

サービスのご利用には、マイリンククロス(Webサービス)の登録が必要です。

手順 1

### 二次元コードを 読み取り!

右記の二次元コード  
を読み取って、ア  
プリをダウンロードし  
てください。



手順 2

### マイリンククロス IDを新規作成

アプリログイン画面の「マイリンククロスIDを新規作成」ボタン  
からIDを作成してください。

●すでにマイリンククロスIDをお持ちの方は、手順3にお進みください。

手順 3

### マイリンククロス IDでログイン

「ログイン」ボタンから  
ログインをしてください。

●本サービス内容は2024年6月時点のものです。

●本サービスは予告なく変更・終了する場合があります。

●機能や画面デザインは変更されることがあります。

●ご利用にあたってはアプリに記載の利用規約・注意事項もあわせてご確認ください。



参考

# ご存知ですか？ 知つておきたいがんのこと



## 日本人に多いがん

■男女別罹患数全国合計値(上位5項目)2019年



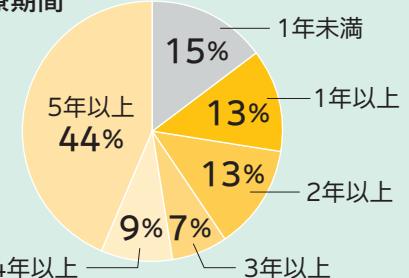
順位:国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」をもとに当社で作成

## 入院に比べて 通院での治療が増えています

■がんの外来受療率および入院受療率の推移  
(人口10万対)

## 85%以上の方は1年以上の継続治療 をしています

■がんの治療期間



- 調査期間:2020年8月5日～8月25日
- 回答者数:335名
- 実施方法:認定NPO法人キャンサーネットジャパンによるインターネットでの調査
- 調査対象:がんに罹患したことがある方
- 端数処理の関係で内訳の合計が100%とならないことがあります。

## がんは早期発見・早期治療が大切です

■5大がんの5年後、10年後の相対生存率とステージ別の10年相対生存率

部位	5年後	10年後	I期	II期	III期	IV期
胃	75.4%	67.3%	90.3%	57.0%	37.2%	5.8%
大腸	76.8%	69.7%	94.8%	83.0%	76.2%	13.8%
乳房	93.2%	87.5%	98.3%	88.7%	66.6%	18.5%
肺	47.5%	33.6%	67.6%	34.5%	13.1%	2.1%
肝	38.6%	17.6%	30.2%	17.5%	6.7%	2.0%

●乳房は女性のみとなります。

全国がんセンター協議会の生存率協同調査をもとに当社にて作成

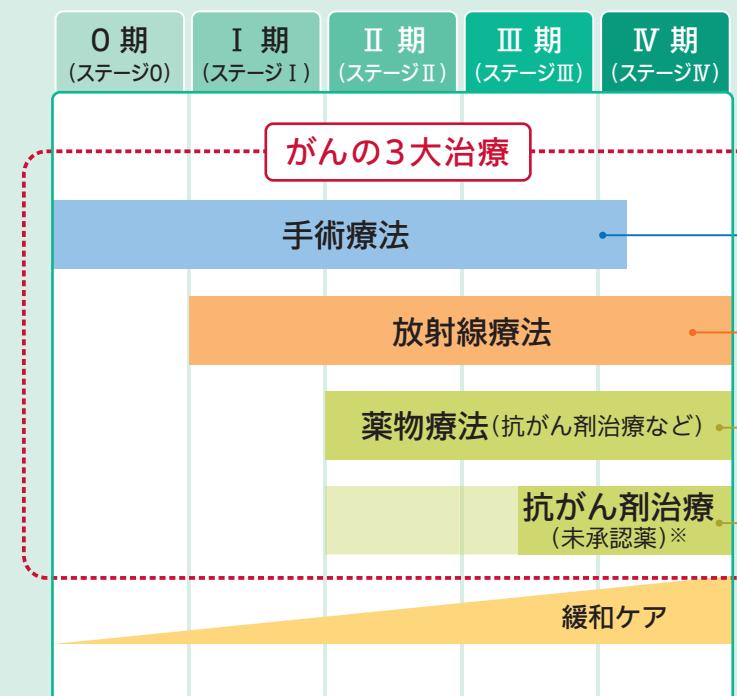
(5年相対生存率は2011～2013年、10年相対生存率は2005～2008年診断症例)

## がんの種類や病期(ステージ)によってさまざまな治療方法が選択されています

がん治療の基本となるのは「**3大治療**」です。

がんの種類や病期(ステージ)、体の状態、年齢などに応じて治療法を選択したり、複数の治療法を組み合わせる集学的治療が行われるようになってきています。

### がんの種類や病期(ステージ)に応じた治療法(イメージ)



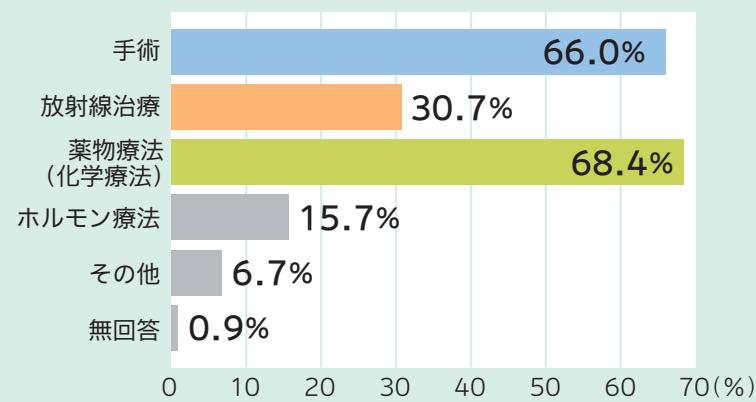
※未承認薬は、病状によっては病期を問わず使用されていますが、主にⅢ期・Ⅳ期で使用されることが多いです。

参考

### 緩和ケアとは…

患者や家族の体や心などの辛さを和らげ、豊かな人生を送ることができるように支えていく方法です。痛みや吐き気、食欲不振などの症状の緩和に限らず、気分の落ち込みや孤独感などの心の辛さの緩和にも幅広く対応します。緩和ケアを早期から取り入れることが推奨されています。

■がんに罹患した人が受けている／受けた治療(複数回答)



東京都福祉保健局「東京都がん医療等に係る実態調査結果(がん患者の就労等に関する実態調査)(平成31年3月)」をもとに当社で作成